

業態転換で
新たな顧客獲得！

新たなビジネスへの転換



にチャレンジする中小企業者を支援します！



—新ビジネスチャレンジ応援補助金—



中小企業者

本屋を利用するお客さんのために、
カフェを併設したいな！

だけど



中小企業者

設備とか改装費とか
結構費用がかかるなあ・・・

その費用を補助します！



市役所



定義

<業態転換とは>

【屋号変更】【区分営業】【新店進出】により、事業者として過去に実績のない業種へ事業内容を変更するもの（変更＝日本標準産業分類 **中分類以上**が変更すること。）

対象者

- (1) 市内に本店（個人については住所）がある中小企業者
- (2) 継続して1年以上事業を営む者

<業態転換後の要件>

- ・市内に所在する店舗、事務所、工場など
- ・本部が市外にあるフランチャイズチェーンでないもの

対象経費

- (1) 業態転換後の店舗等で、財又はサービスの生産・提供を行うために必要となる、店舗等内に設置する設備・備品（1設備・備品あたり10万円以上のもの）
- (2) 業態転換後の店舗等で行う、1工事あたり10万円以上の、市内に本店（個人については住所）を有する中小企業者に施工を発注する改装工事に係る費用

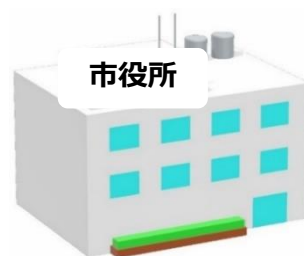
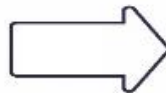
補助率

補助対象経費の**1/2**以内
（千円未満切捨て）
上限**50**万円

申請期日

事業実施前に申請
事業実施年度の2月末日までに申請

まずは
補助金の相談に行こう！



※デジタル化、クラウドファンディング、ECサイト開設・改善へのチャレンジ応援補助金もあります。

商工業振興課SNS更新中！



Facebook



Instagram



X(旧Twitter)